

授業科目名	リーガル・クリニック(離島版) Legal Clinic
授業科目群	法律実務基礎科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期
開講曜日・時限	集中
単位数	2単位
担当教員名	米田憲市 (Yoneda Kenichi)
授業の目的	弁護士過疎と呼ばれる地域に出向いて合宿形式で開講し、弁護士と共同して市民が抱える法律相談への第一的な対象方法についての助言をおこない、法律問題に解する感受性を涵養し、法律実務で必要とされる相互行為のリテラシーをはぐくむことを目的とする。単なる法律相談実習としてのみならず、こうした活動を行うための様々な段取りや、実務家として地域の特性への理解を深める力を養うことも重要な目的とされる。
履修条件	
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	<p>法曹倫理の入門的な事柄と法律相談の諸技法を事前指導で実施し、法律相談の内容にくわえ、被相談者としての態度などの相互批評、地域的な特色と法律問題との関係などの検討を行ない、法律相談全体を総括して発表する機会を設ける。 なお平成28年度は、徳之島・種子島・屋久島など鹿児島県内の離島で調整中である。</p> <p>This course includes (1) Introduction about legal ethics on Legal Counseling , (2) Practical Traning on Legal Counseling, (3) Judicial Policy to local society in Japan.</p>
授業計画	<p>第1回 事前指導(1): 離島等司法過疎地における法律家の活動についての諸問題を検討する。</p> <p>第2回 事前指導(2):法律相談に関わる法曹倫理 法律相談における倫理的な問題や相談技法を検討する。</p> <p>第3回 事前指導(3):法律相談に関わる諸技法 法律相談を成立させるために必要な諸事情について検討する。</p> <p>第4回 法律相談実習1 弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。</p> <p>第5回 法律相談実習2 弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。</p> <p>第6回 法律相談実習3 弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。</p> <p>第7回 法律相談記録作成 第4回から第6回までに相当する回の法律相談の報告書を作成する。</p> <p>第8回 事案検討会 第7回で作成した報告書をスクリーンに映出しながら、事案の検討会を行う。</p> <p>第9回 法律相談実習4 弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。</p>

	<p>第10回 法律相談実習5 弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。</p> <p>第11回 法律相談実習6 弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。</p> <p>第12回 法律相談実習7 弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。</p> <p>第13回 法律相談実習8 弁護士に臨席しながら、住民からの相談を受ける、学生は、臨席し事情の聞き出しを担当する相談担当者として、相談内容や助言内容を記録する記録担当者として、相談に臨む。</p> <p>第14回 法律相談記録作成 第8回から第13回までに相当する回の法律相談の報告書を作成する。</p> <p>第15回 事案検討会 第14回で作成した報告書をスクリーンに映出しながら、事案の検討会を行う。</p> <p>全体として、単に法律相談を体験することだけではなく、事案の聞き出し方、要件事実を意識した論点の整理能力、法的アドバイスの技法の理解、個別事案の法的論点の理解、法的対処の手段の多様性の理解、法律問題の背景への洞察などとともに、法律相談の社会的機能を理解するよう促される。</p>
<p>授業の進め方</p>	<p>「授業計画」参照</p>
<p>教科書及び参考図書等</p>	<p>【参考書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法過疎についての一般的概況については、別に用意されるシラバス・システムの資料を参照。 米田憲市「島しょ部における司法過疎の現状と課題：法サービス全体の「質」の充実をめざして」月報司法書士538号 pp.4-11 上田國廣ほか「特集：ポスト「ゼロ・ワン」における司法政策に学ぶ」法学セミナー1月号の各論文 米田憲市「離島等司法過疎地における法律相談実習－鹿児島大学法科大学院の取り組みから（特集 臨床法学の課題と展開）」自由と正義723号pp.63-65(2009) ・法曹倫理、法律相談の技法については、ロイヤリング、法律相談などの技法を扱っている書物に注意を払うこと。 それ以外に、下記のようなものが資料室にあるはずで。 中村芳彦・和田仁孝『リーガル・カウンセリングの技法』（法律文化社・2006） 名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講義－弁護士の法律相談/調査/交渉・ADR活用等の基礎的技能』民事法研究（2004） 菅原郁夫・岡田悦典・日弁連法律相談センター面接技術研究会編著『法律相談のための面接技法－相談者とのよりよいコミュニケーションのために－』商事法務（2004） 加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』弘文堂（2002） 飯島澄雄ほか『実践 民事弁護の基礎－訴え提起までにすべきこと』レクシス・ネクシス社（2008）

試験・成績評価等	<p>提出物として、現地実習の次の月曜日を締切として、検討会を経て清書した報告書と出された課題についてのレポート、実習に参加してのエッセイの3つの提出物があります。その上で、成績の評価は、(1)実習の評価と(2)レポートの評価、(3)エッセイの評価、によって行われます。なお、提出物のすべてが提出されることが前提です。</p> <p>(1)実習の評価(60%) 実習の評価については、①事前学修の程度、②現場でのパフォーマンス、③検討会でのプレゼンテーション、④報告書の出来映えの4項目に注目して、事件ごとの報告書については担当の弁護士の評価、その他は担当教員全員が総合的に評価します。複数の事件を担当した場合は、その平均を取ります。なお宿舎等でのマナーなどについても成績評価の対象とします。</p> <p>(2)レポートの評価(35%) レポート評価は、法曹倫理入門のレポート(10%)と、指定された課題についてのレポート(25%)で評価します。レポート課題の内容は、本科目の趣旨のもとでの事前学修や実習の成果を踏まえて設定されるものであり、実習後に明らかにされます。</p> <p>(3)エッセイ(5%) (2)のレポートでは主題に対して、より客観的な情報収集とその分析、対応策の主張などが求められるのに対して、エッセイは、この実習で得られたより個人的な収穫を記載するものです。800字程度が期待されます。 なお、%配分は、目安です。</p>
事前学習	この科目の内容については、上記とは別に(参加義務を伴わない)説明会を開きますので、興味のある人は案内に注意して下さい。
課題レポート等	「試験・成績評価等」参照
オフィスアワー	
その他	財団法人国際教育支援協会による、法科大学院生教育研究賠償保険への加入と実習科目における守秘義務に関する誓約書の提出を義務づける。 また、当科目は鹿児島大学司法政策教育研究センターの取組と連携して行うものであること、および、合宿形式で実施するため、移動の旅費などが自己負担であることに留意願いたい。詳細は、説明会に参加して、情報を得ていただきたい。